七〇二　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件　一七　四
七〇三　既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の代表者を変更する件　一八　五
七〇四　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一九　五
七〇五　登録水先人養成施設の登録事項を変更した件　一九　五
七〇六　登録水先免許更新講習の登録事項を変更した件　一九　五
七〇七　ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示　一九　135　二八
七〇八　指定自動車の指定製作者等の住所を変更する旨届出があった件　二二　五
七〇九　原動機付自転車の製作者等の住所を変更する旨届出があった件　二二　五
七一〇　指定自動車の指定製作者等の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件　二二　五
七一二―自動車の型式を指定した件　二二　136　九
七五四　原動機付自転車について製作廃止の届出があった件　二二　136　一五
七五五　船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件　二二　136　一五
七五六　製作廃止の届出があった件　二二　136　一五
七五八―小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件　二二　136　一五
七六〇
七六一　新島空港の施設変更許可申請があった件　二二　136　一六
七六二―自動車の装置の型式についての指定を取り消した件　二三　五
七七八
七七九―砂防法第二条の土地を指定する件　二三　七
七八二
七八三　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件　二三　137　一三
七八四　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準等　二三　137　一九
七八五　砂防法第二条の土地を指定する件　二五　八
七八六　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二五　八
七八七　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件　二六　二
七八八　外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準　二六　二
七八九　信号符字を点附した件　二六　七
七九〇　信号符字を取り消した件　二六　七
七九一　船舶国籍証書を無効とした件　二六　七
七九二　対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示　二六　141　二四
七九三　新潟空港の飛行場灯火に変更を加えた件　二六　141　二五
七九四―高速自動車国道に関する件　二九　二
七九七
七九八　航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示　三〇　二
七九九　排出ガス対策型建設機械の指定に関する件　三〇　144　二六六
八〇〇　低騒音型建設機械の指定に関する件　三〇　144　二六六

○観光庁

八　旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件　四　四
九　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　五　六
一〇　旅行業法の規定に基づく登録研修機関の廃止をした件　一五　九
一一　〃　一八　五

○気象庁

五　気象庁船舶気象無線通報規則の一部改正について　一〇　二

○海上保安庁

一九　デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等についての一部を改正する告示　一〇　128　六一